



島根県報

平成29年10月27日（金）

号外 第 126 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 4 平成29年12月に支給する勤勉手当については、第17条第2項中「基準日以前6箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前6箇月以内で任命権者が定める期間」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。